

議第100号

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例の制定について

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 9月15日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例

京都市知的障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

別表2に掲げる施設においては、次の事業を行う。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事業に係る業務

ア 別表1に掲げる施設 前条第1項各号に掲げる事業

イ 別表2に掲げる施設 前条第2項各号に掲げる事業

附則第2項中「施設（京都市桂授産園を除く。）」を「別表1に掲げる施設」に改める。

別表2京都市いたはし学園の項を削る。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

提案理由

京都市だいが学園において障害者自立支援法に規定する就労継続支援を行う事業を実施することとするとともに、京都市いたはし学園を廃止する等の必要があるので提案する。